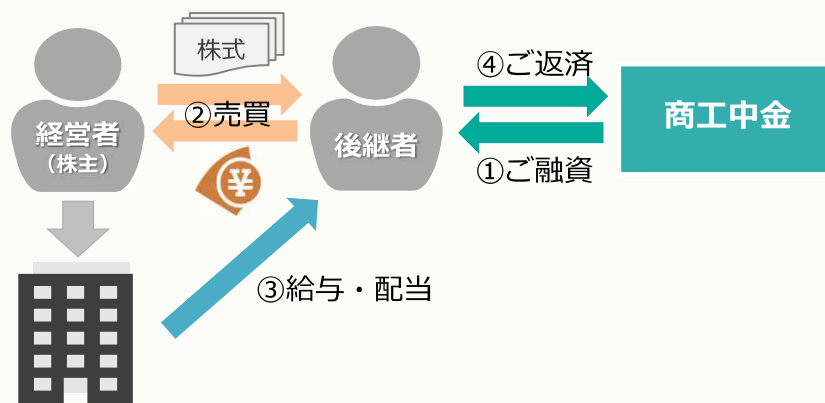


事業承継支援貸付について

商工中金では、円滑な事業承継に取り組むお客様に対し、必要となるご資金のお手伝いをしております。例えば、現経営者（株主）から後継者へ株式を移転する際の**株式買い取り資金**（下図をご参照ください）や、株式の移転に伴う納税資金、退職金の支払い資金等が挙げられます。 ※別途審査がございます。

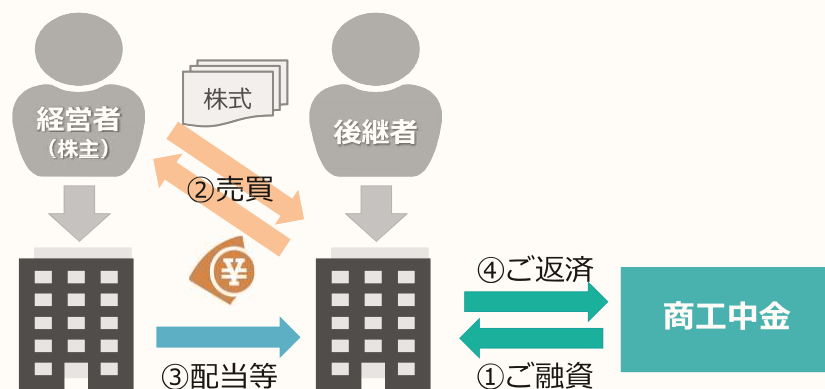
①個人間での株式売買



■ 経営者等の株式を後継者が個人で購入します。

| メリット | デメリット |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ✓ 株式の現金化による遺産分割対策 ✓ 株式売却益に対し20.315%の課税 ✓ 比較的安価な相続税法上の株価での売買 | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人で資金の準備が必要 ⇒借入を行い、役員報酬等の増額で返済する場合、所得税等の税負担が増加してしまう。 |

②持株会社との株式売買



■ 後継者等が持株会社を設立し、経営者等の株式を購入する手法です。

| メリット | デメリット |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ✓ 株式の現金化による遺産分割対策 ✓ 株式売却益に対し20.315%の課税 ✓ 個人で資金を準備する必要がない | <ul style="list-style-type: none"> ✓ 相続税法上の株価と比較して高い株価での売買 ✓ 持株会社となる会社の設立が必要（税務申告等の事務負担が増加） |

事業承継に関するご資金のニーズがございましたら、まずは商工中金の各営業担当者までご相談ください。